

平成 30 年 3 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ グ ニ ス
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 銭 銀
 (コード番号：3689 東証マザーズ)
 問 合 せ 先 取 締 役 C F O 山 本 彰 彦
 (TEL 03-6408-6820)

**第三者割当による第 14 回新株予約権（行使価額修正条項付）・
 第 15 回新株予約権・第 16 回新株予約権（行使価額修正条項付）の
 発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成 30 年 3 月 5 日付の取締役会において決議いたしました、ドイツ銀行ロンドン支店（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当による株式会社イグニス第 14 回乃至第 16 回新株予約権（以下、それぞれを「第 14 回新株予約権」、「第 15 回新株予約権」及び「第 16 回新株予約権」といい、文脈に応じて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、平成 30 年 3 月 22 日に、本新株予約権に係る発行価額の総額（12,061,500 円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

本新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成 30 年 3 月 5 日付プレスリリース「第三者割当による第 14 回新株予約権（行使価額修正条項付）・第 15 回新株予約権・第 16 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

＜本新株予約権発行の概要＞

(1) 割当日	平成 30 年 3 月 22 日
(2) 発行新株予約権数	17,000 個 第 14 回新株予約権 10,000 個 第 15 回新株予約権 3,500 個 第 16 回新株予約権 3,500 個
(3) 発行価額	総額 12,061,500 円（第 14 回新株予約権 1 個当たり 790 円、第 15 回新株予約権 1 個当たり 677 円、第 16 回新株予約権 1 個当たり 512 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	1,700,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株） 第 14 回新株予約権 1,000,000 株 第 15 回新株予約権 350,000 株 第 16 回新株予約権 350,000 株 第 14 回新株予約権については行使価額修正条項が付されており、下限行使価額は 1,525 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 1,000,000 株です。 また、第 16 回新株予約権については、当社が当社取締役会において行使価額修正選択権の行使を決議した場合には、以後、行使価額修正条項が適用されます。行使価額修正条項が適用された場合の下限行使価額は 7,000 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 350,000 株です。
(5) 調達資金の額	7,242,161,500 円（注）

ご注意：本リリースは、当社の第三者割当による第 14 回新株予約権（行使価額修正条項付）・第 15 回新株予約権・第 16 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に係る払込完了に関する情報の提供を目的としたものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為を目的とするものではありません。
 本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	<p>当初行使価額 第 14 回新株予約権 3,050 円 第 15 回新株予約権 5,000 円 第 16 回新株予約権 7,000 円</p> <p>第 14 回新株予約権の行使価額は、第 14 回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）の取引所における当社普通株式の終値の 90%に相当する金額（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り捨てた額）に修正され、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額になります。第 14 回新株予約権の下限行使価額は 1,525 円（別紙第 14 回新株予約権発行要項第 11 項による調整を受けます。）、上限行使価額はありません。</p> <p>第 15 回新株予約権については、行使価額の修正は行われません。</p> <p>第 16 回新株予約権については、当社は平成 30 年 3 月 22 日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、以後第 16 回新株予約権の各行使請求の効力発生日において行使価額の修正が生じることとすることができます（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」といいます。）。行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を割当先に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、第 16 回新株予約権の行使価額は、第 16 回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日における当社普通株式の終値の 90%に相当する金額（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り捨てた額）に修正され、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額になります。第 16 回新株予約権の下限行使価額は 7,000 円（別紙第 16 回新株予約権発行要項第 11 項による調整を受けます。）、上限行使価額はありません。但し、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第 4 項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社は行使価額修正選択決議を行うことができません。</p> <p>なお、第 16 回新株予約権の下限行使価額は当初行使価額と同じ 7,000 円に設定されていることから、第 16 回新株予約権の行使は全て当初行使価額以上の水準でのみ行われることとなります。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当先	ドイツ銀行ロンドン支店

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

【ご参考】

ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」

第 15 回及び第 16 回新株予約権については、ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」を採用しております。この手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価（ターゲット価格）を定め、これを行使価額として設定した新株予約権です。これは、将来の株価上昇を見越し、異なる行使価額によって、段階的に新株式を発行（ターゲット・イシュー）できることを期待して設定したものです。また行使停止条項により、当社株価動向等を勘案して、当社が割当先による本新株予約権の行使を希望しない場合には、停止指定期間を指定することができます。第 15 回及び第 16 回新株予約権において、行使価額は原則としてターゲット価格に固定されますが、第 16 回新株予約権については、当社は行使価額修正に関する選択権を保有しております。なお、第 14 回新株予約権は TIP ではありませんが、行使停止条項は付されております。

ご注意：本リリースは、当社の第三者割当による第 14 回新株予約権（行使価額修正条項付）・第 15 回新株予約権・第 16 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に係る払込完了に関する情報の提供を目的としたものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為を目的とするものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

	第 14 回新株予約権	第 15 回新株予約権	第 16 回新株予約権
発行数	10,000 個	3,500 個	3,500 個
発行価額の総額	7,900,000 円	2,369,500 円	1,792,000 円
発行価額	790 円	677 円	512 円
行使価額	3,050 円	5,000 円	7,000 円
下限行使価額	1,525 円	無	7,000 円
行使価額の修正	有	無	有
行使期間	3 年間	3 年間	3 年間
行使停止条項	有	有	有

以上

ご注意：本リリースは、当社の第三者割当による第 14 回新株予約権（行使価額修正条項付）・第 15 回新株予約権・第 16 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に係る払込完了に関する情報の提供を目的としたものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。